

千葉市条例第 3 2 号

千葉市道路占用料条例の一部を改正する条例

千葉市道路占用料条例（昭和 3 0 年千葉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 8 0 0 円」を「1, 9 0 0 円」に、「2, 3 0 0 円」を「2, 4 0 0 円」に、「1, 0 0 0 円」を「1, 1 0 0 円」に、「6 4 0 円」を「6 5 0 円」に、

「

2, 1 0 0 円
8 9 0 円

」を「

2, 2 0 0 円
9 1 0 円

」に、

「6 5 0 円」を「6 4 0 円」に、「6, 5 0 0 円」を「6, 4 0 0 円」に、

「

2, 1 0 0 円
4 5 円

」を「

2, 2 0 0 円
4 5 円

」に、

「6 4 円」を「6 5 円」に、「9 6 円」を「9 7 円」に、「2 5 0 円」を「2 6 0 円」に、「2 1 円」を「2 2 円」に、

「

2, 1 0 0 円
2, 1 0 0 円
Aに0. 0 0 5 を乗じて得た額
Aに0. 0 0 8 を乗じて得た額
Aに0. 0 1 を乗じて得た額

」を「

2, 2 0 0 円
2, 2 0 0 円
Aに0. 0 0 4 を乗じて得た額
Aに0. 0 0 6 を乗じて得た額
Aに0. 0 0 7 を乗じて得た額

」に、

「

1, 9 0 0 円
2, 1 0 0 円

」

「

1, 9 0 0 円	に、
2, 2 0 0 円	

」

「6 5 円」を「6 4 円」に、

「

2, 1 0 0 円
Aに0. 0 3 3を乗じて得た額

」

「

2, 2 0 0 円	に、
Aに0. 0 3 1を乗じて得た額	

」

「2 1 0 円」を「2 2 0 円」に、

「

Aに0. 0 1 4を乗じて得た額
Aに0. 0 2 3を乗じて得た額
Aに0. 0 0 5を乗じて得た額
Aに0. 0 0 8を乗じて得た額
Aに0. 0 1を乗じて得た額
Aに0. 0 3 3を乗じ、1 0 0で除して得た額
Aに0. 0 3 3を乗じて得た額
Aに0. 0 1 4を乗じて得た額

」

「

Aに0. 0 0 9を乗じて得た額	を に、
Aに0. 0 1 7を乗じて得た額	
Aに0. 0 0 4を乗じて得た額	
Aに0. 0 0 6を乗じて得た額	
Aに0. 0 0 7を乗じて得た額	
Aに0. 0 2 5を乗じ、1 0 0で除して得た額	
Aに0. 0 2 5を乗じて得た額	
Aに0. 0 1 2を乗じて得た額	

」

「0. 0 1を乗じ、」を「0. 0 0 9を乗じ、」に、

「

Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額

」

「

Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額

」

を

に、

「

令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの

Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額

を

」

「

令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高 速自動車国道若しく は自動車専用道路 （高架のものに限 る。）の路面下に設 けるもの	Aに0.012を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を 乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を 乗じて得た額

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の
占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料につい
ては、なお従前の例による。